入 札 公 告

[特定 J V 対象工事用 (総合評価一般競争入札 (事後審査方式))]

[ゼロ債務負担行為 活用工事]

[余裕期間 設定工事]

[電子契約対象工事]

[一括審査方式対象工事]

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。なお、本入札は、入札公告(共通編)を用いた建設工事の一般競争入札に係る試行要領(以下「試行要領」という。)の対象であり、入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、試行要領第4条の規定に基づく入札公告(共通編)によるものとする。

なお、本件は**総合評価一般競争入札(事後審査方式)による工事、ゼロ債務負担行為を活用した工事、余 裕期間を設定した工事、電子契約対象工事及び技術資料の内容が同一の〇件の工事を対象に、一括して審査 を実施する試行工事**の入札である。入札にあたっては、本公告 $\frac{2(4)}{2(10)}$ 、 $\frac{2(10)}{6(1)}$ 、 $\frac{6-2}{8}$ 、 $\frac{9(3)}{3(10)}$ 、 $\frac{9(4)}{10}$ に留意すること。

公告日:令和7年10月29日

茨城県知事 大井川 和彦

1 担当部局(問い合わせ先)

(1) 担当課名	茨城県立地推進	部立地整備課
(2) 住所	〒310-855	55 茨城県水戸市笠原町978-6
(3) 担当及び連絡先	総務担当	担当:関
	(立地推進	電話:029(301)2753
	課)	Email: sanki@pref.ibaraki.lg.jp
	鹿島地区担当	担当:坪井
		電話:029(301)2744

2 対象工事の内容及び入札契約に関する主要な条件

(1) 工事番号及び工事名	鹿島特会第07-00-310-0-00	1号
	奥野谷浜工業団地 汚水管推進工事	
(2)路河川名及び工事場所	神栖市奥野谷地内	
(3) 工事概要	・泥土圧式推進工 (φ450~φ500)	$L = 4 \ 3 \ 3 . \ 3 m$
	・マンホール工 (1~2号)	N=8基
	・地盤改良工(二重管工法)	N=1式
	・立坑工(鋼製ケーシング)	N=5箇所
(4) 工期	想定工期300日間	

(5) 建設工事の種類(業種	土木一式工事
区分)	
(6) 予定価格	金475、354、000円(消費税及び地方消費税を含む。)
(7) 総合評価方式の適用	本工事は、施工実績等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格
	とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式(特別簡易型(Ⅱ))
	の工事である。
(8) 最低制限価格	設定しない
(9) 調査基準価格	設定する(特に、この場合における入札・契約の諸条件については、入札公
	告(共通編)等により確認しておくこと。)
(10) 本工事の入札におけ	有り ア 本工事の入札は、分割発注に係る競争入札であり、以下の順に
る他工事落札者の参加	より同日に開札する。
制限及び他工事の入札	① 鹿島特会第07-00-310-0-001号
における本工事落札者	汚水管推進工事
の参加制限	② 鹿島特会第07-00-310-0-003号
	雨水管推進工事 (1工区)
	③ 鹿島特会第07-00-310-0-002号
	雨水管開削工事
	イ 本工事に特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)
	を結成して参加しようとする者は、構成が同一となる特定JVを
	それぞれ結成する場合に限り、アに示すその他の工事に対して
	も、入札参加資格審査申請及び競争参加資格確認申請を行うこと
	ができる。
	ウ アに示す工事のうち、先行して開札された工事の落札者と同一
	構成の特定JVは、同日に実施されるその後の分割工事の入札に
	参加できない。この場合においては、既に提出された入札書は開
	封せず、無効として取り扱う。
	無し
(11) その他	ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12
	年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資
	源化等の実施が義務付けられた工事である。
	イ この工事は、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項第
	2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下「専任特例2号の場合の監理
	技術者」という。)の配置を認めない工事である。

3 競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである(全てを満たすこと。)。

(1) 入札参加資格

2(1)に示す工事の施工を目的として結成された特定 J V として、以下のア〜カのいずれも満たし、入札参加資格の決定を受け、建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者であること(資格決定

に係る申請方法等につい	っては、5を参照。)。
アの構成員数	2者
イ 出資比率	各構成員の出資比率の下限は30%以上、代表構成員の出資比率は全構成員
	中最大であること。
ウ建設業許可	全ての構成員が、土木一式工事について、特定建設業の許可を受けているこ
	と。
エ経営事項審査	全ての構成員が、土木一式工事について、契約締結日から1年7月以内の審
	査基準日の経営事項審査(建設業法第27条の23第1項に定めるものをい
	う。)を受けている者であること。
オー対象工事の設計	(7) 対象工事の設計業務等の受託者(以下「受託者」という。)を含む特
業務等の受託者と	定JVでないこと。
の関係(いずれも	(イ) 受託者と資本又は人事面において関連がある者(※)を含む特定JV
満たすこと)	でないこと。
	※:詳細については、入札公告(共通編)による。
	設計業務等の受託者 鹿島都市開発 (株)
カー各構成員別の基	(2)以降の基準をそれぞれ満たすこと。
準	
キ 共通事項	入札公告(共通編)による。
(2) 代表構成員に係る基準	(いずれも満たすこと)
ア 単体としての入	土木一式工事について、令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名
札参加資格	簿に登載された格付けがS等級であること。
イ 施工実績	日本国内において、平成27年4月1日から令和7年3月31日までの期
	間に竣工した、国、地方公共団体、特殊法人等が発注した下記における同種
	又は類似工事を、元請として施工した実績があること(共同企業体の構成員
	としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。
	・同種工事とは流域下水道、公共下水道、都市下水路、上水道、工業用
	水道等のいずれかにおける口径500mm以上かつ延長100m以上の管渠推
	進工事とする。
	・類似工事とは、流域下水道、公共下水道、都市下水路、上水道、工業
	用水道等のいずれかにおける口径200mm以上500mm未満かつ延長100m
	以上の管渠推進工事とする。
ウ 配置予定技術者	(ア) 本工事へ専任で配置できること(本工事のみの専任配置とすること。)。
(いずれも満たす	(イ) 一級土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事について、建
こと)	設業法第26条に規定する主任又は監理技術者になり得る者であるこ
	と。
	(ウ) 建設業法第26条第2項に基づき監理技術者として配置される場合
	は、監理技術者資格者証(土木一式工事に対応するもの)を有し、監理技
	術者講習を修了している者であること。

- (エ) <u>(発注者名)</u>の発注した<u>(同種又は類似の工事の内容を詳細に)</u>工事のうち、<u>年</u>月<u>日から</u>年<u>月</u>日から<u>年</u>月<u>日の期間に竣工した工事を、元請の(主任(監理)技術者、特例監理技術者、専任特例の場合の監理技術者、建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)、現場代理人等、詳細に)として施工した経験を有する者であること。ただし、担当技術者を施工経験の実績とする場合は、工事着工から竣工まで当該工事に従事したことがコリンズにより確認できる者のみとする。</u>
- (オ) 建設業許可における営業所技術者等(営業所技術者又は特定営業所技 術者)でないこと。
- (カ) 建設業許可における建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号) 第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐す る者等(以下「経営業務の管理責任者等」という。)でないこと。
- (キ) 代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認 申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
- (ク) 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあっては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること(工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。)。
- (ケ) 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数(3名まで)の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料(様式第2号)及び配置予定技術者評価資料(技術資料における様式第4号)は、すべての配置予定技術者について作成のうえ提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に1名を選択するものとする。

エ 営業所の所在地

茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)があること。

(3) 代表構成員以外の構成員に係る基準(いずれも満たすこと)

ア 単体としての入 札参加資格

土木一式工事について、令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者 名簿に登載された格付けがS等級又はA等級であること。

イ 施工実績

- (ア) <u>(地域名)</u>内において、<u>(発注者名)</u>の発注した一件の規模が<u></u>円 以上の(同種又は類似の工事の内容を詳細に)工事のうち、<u>年</u>月<u>日</u> から<u>年</u>月<u>日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。</u>
- (1) 茨城県が発注した一件の規模が<u>円以上の(工事の内容)</u>工事のうち、<u>「年」月」目から</u> 年<u>月</u>目の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比

	率が20%以上の場合のものに限る。)。
ウ 配置予定技術者	(7) 本工事へ専任で配置できること(本工事のみの専任配置とすること。)。
(いずれも満たす	(イ) 一級土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事について、建
こと)	設業法第26条に規定する主任又は監理技術者になり得る者であること。
	(ウ) 建設業法第26条第2項に基づき監理技術者として配置される場合
	は、監理技術者資格者証(土木一式工事に対応するもの)を有し、監理技
	術者講習を修了している者であること。
	(エ) (発注者名)の発注した(同種又は類似の工事の内容を詳細に)工事
	のうち、 年 月 日から 年 月 日の期間に竣工した工事を、元請の
	<u>(主任(監理)技術者、特例監理技術者、専任特例の場合の監理技術者、</u>
	<u>監理技術者補佐、現場代理人等、詳細に)</u> として施工した経験を有する者
	であること。ただし、担当技術者を施工経験の実績とする場合は、工事着
	エから竣工まで当該工事に従事したことがコリンズにより確認できる者
	のみとする。
	(オ) 建設業許可における営業所技術者等でないこと。
	(カ) 経営業務の管理責任者等でないこと。
	(キ) 当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認
	(1) 当め特別員と直接的がプロ市的な権力関係があり、競手参加員俗唯能
	申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
	申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
	申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。 (ク) 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監
	申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。 (ク) 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあっては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手
	申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。 (ク) 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあっては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること(工期の始期日から着手日の前日までの期間
	申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。 (ク) 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあっては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること(工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。)。
	申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。 (ク) 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあっては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること(工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。)。 (ケ) 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合
	申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。 (ク) 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあっては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること(工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。)。 (ケ) 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数(3名まで)の者を配置予定技術者とすることができる。この場
	申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。 (ク) 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあっては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること(工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。)。 (ケ) 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数(3名まで)の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料(様式第2号)及び配置予定技術者評価資料(技
	申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。 (ク) 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあっては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること(工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。)。 (ケ) 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数(3名まで)の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料(様式第2号)及び配置予定技術者評価資料(技術資料における様式第4号)は、すべての配置予定技術者について作成の
	申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。 (ク) 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあっては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること(工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。)。 (ケ) 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数(3名まで)の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料(様式第2号)及び配置予定技術者評価資料(技術資料における様式第4号)は、すべての配置予定技術者について作成のうえ提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目に

4 設計図書の閲覧方法

エ 営業所の所在地

(1) 設計図書の閲覧	ア インターネットによる方法
	設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウン
	ロードすること (入札情報サービス)。
	URL: http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html
(2)設計図書に関する質疑	設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き電子入札シ
	ステムにより行うこと。なお、回答及び閲覧についても、電子入札システ

潮来土木事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)があること。

	ムにより行う。
	(電子入札システムURL: <u>http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html</u>)
	• 質疑受付期間
	令和7年10月29日~令和7年11月17日(休日を除く。)
	いずれも9時から17時まで
	• 提出先 : 担当部局
	• 回答閲覧期間
	令和7年10月29日~令和8年1月9日(休日を除く。)
	いずれも9時から17時まで
(3) 現場説明会	実施しない。

5 特定建設工事共同企業体としての入札参加資格審査申請

この工事の入札参加を希望する者(特定建設工事共同企業体)は、あらかじめ建設工事入札参加資格審査申請書(特定建設工事共同企業体用)等を以下の(1)~(8)により提出し、入札参加資格の決定を受け、建設工事入札参加資格者名簿に登載されなければならない。

The state of the s			
(1) 申請方法	郵送による(書留郵便に限る。)。		
(2) 提出先	1の担当部局		
(3) 申請期間	令和7年11月17日(月)まで必着		
(4) 申請時の提出書類(紙 媒体に限る。)	ア 建設工事入札参加資格審査申請書(特定建設工事共同 企業体用)	3 部	
	イ 特定建設工事共同企業体協定書	3 部	
	ウ 配置予定技術者の資格者証の写し、監理技術者資格者 証の写し、監理技術者講習修了履歴の写し、雇用関係を 証する書類(健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定 通知書の写し等)	各1部	
	※健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しはあらかじめ基礎年金番号及び他者の個人情報の部分にマスキングを施した状態で提出すること。	L 1 H	
	エ 代表構成員以外のすべての構成員が、茨城県建設工事等電子入札システムの利用者登録をした代表構成員又はその受任者あてに入札・見積に関する権限を委任した旨の委任状	1通	
	オ 返信用封筒(ア〜イに掲げる書類各2部を返送するのに必要な切手を貼付すること。)	1通	
(5) 申請書の作成説明会	実施しない。		
	実施する。 ・日時 年 月 日 ・場所		

(6) 申請書のヒアリング	実施しない。ただし、提出された書類について、説明を求めることがある。
	実施する。
	<u>・日時 年 月 日</u>
	
(7) 代表構成員以外の構	アー申請方法等
成員が指名停止措置を	(ア) 提出方法及び提出場所
受けた際の入札参加資	緊急を要するため、担当部局に持参により提出すること。
格地位承継認定申請	(イ) 提出書類
	a 特定建設工事共同企業体解散届
	b 入札参加資格地位継承認定申請書
	c 新たに結成する特定JVに係る(4)に掲げる書類
	d 新たに結成する特定 J V に係る 6 (3) に掲げる書類
	イ その他、地位承継(再結成)に係る詳細の条件等については、入札公告
	(共通編)による。
(8) 共通事項	入札公告(共通編)による。

6 競争参加資格確認申請

この工事の入札参加を希望する者(特定建設工事共同企業体)は、5のほか、あらかじめ競争参加資格 確認申請書等を次により提出し、本工事への競争参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 中華七洲	「兹东乡加次校劢沟次业」 (接子签页尺) 五元 「白口板上主 (黄冠压上管宁次		
(1) 申請方法	「競争参加資格確認資料」(様式第2号)及び「自己採点表(兼評価点算定資		
	料一覧表)」(技術資料・様式第1号)については、電子入札システム(※)に		
	より申請すること。		
	※:画像ファイル等で提出すること。		
	それ以外の資料等については、紙媒体(書留郵便)により申請を行うこと		
	とするが、画像ファイル等に変換して提出できる場合(ファイル容量が		
	2メガバイト以内) は、電子入札システムにより提出して差し支えない。		
	ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、紙媒体(書留郵便)ではなく、		
	電子メール(画像ファイル)による提出についても可とする。		
	(電子入札システムURL: http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html)		
(2) 申請期間	ア 受付開始:令和7年11月13日(木)9時00分		
	イ 締切 :令和7年11月17日(月)17時00分(必着)		
	※:休日は申請を受け付けない。		
(3) 申請時の提出書類	ア 添付の様式「競争参加資格確認資料」(様式第2号)		
	(全構成員について、作成すること。)		
	(承認を受けたうえ紙申請とする場合及び5(7)の場合は、様式第1号に		
	ついても作成のうえ、併せて申請(提出)すること。)		
	イ 6-2(1)に示す技術資料 (総合評価方式関連)		
	ウ 競争参加資格確認資料(様式第2号)2/2面 作成要領2(1)及び(2)		
	の資料		

	エ 必要に応じ、(4)に係る申請書(主任(監理)技術者重複申請書)
	オ 契約締結 (予定) 日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受
	審したことを証する書面(全ての構成員に係るものを、書留郵便等により
	提出すること)
(4) 配置予定技術者の重	同一の配置予定技術者により、本工事を含めた複数の工事において参加申請
複申請	しようとする場合には、以下により申請すること。ただし、2(10)において、
	本工事の落札者と同一構成の特定 J V が入札に参加できないとされている
	場合又は別の工事の落札者と同一構成の特定JVが本工事の入札に参加で
	きないとされている場合、それら工事に対し、本工事と同一の配置予定技術
	者により申請しようとするときは、この手続きを要しない。
	ア この工事の配置予定技術者が、他の工事の配置予定技術者と重複する
	場合には、主任(監理)技術者重複申請書を提出すること((3)と併せ
	て、申請(提出)すること。)。
	イ 他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に
	配置できなくなった場合には、「競争参加資格確認申請書・入札参加申
	込書取下げ書」を開札日時までに提出すること(紙媒体(※)により提
	出すること。)。
	ウ イの提出が入札書の提出後となった場合においては、当該入札は競争
	参加資格のない者が行ったものとし、無効として取り扱う。
	※:郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得な
	いと認められる場合には、担当部局に電話による連絡をし、取下
	げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送す
	ること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、 書留郵便で
	はなく、電子メール(画像ファイル)による提出についても可と
	する。
(5) 提出書類 ((3)イの技術	実施しない。
資料を含む。) の作成説	実施する。
明会	年月日
	
(6) 提出書類 ((3)イの技術	実施しない。ただし、提出書類について、説明を求めることがある。
資料を含む。) のヒアリ	実施する。
ング	<u> </u>
	
(7) 共通事項	入札公告(共通編)による。

6-2 総合評価方式に係る技術資料

6の競争参加資格確認申請に併せ、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うため

に必要な資料(以下「技術資料」という。) の提出を求める。

に必要な資料(以下「扱物」	
(1)提出を求める技術資料	ア 自己採点表兼評価点算定資料一覧表 (様式第1号)
	イ 工事成績評定評価対象工事資料 (様式第2号)
	ウ 施工実績評価資料 (様式第3号)
	工 配置予定技術者評価資料 (様式第4号)
	オ 災害協定に基づく地域貢献実績評価資料 (様式第6号)
	カ 地域活動実績(ボランティア)評価資料(様式第7号)
	キ 企業の新規雇用実績 (様式第14号)
	ク 若手又は女性技術者の配置 (様式第15号)
	ケ 登録基幹技能者の配置(様式第16-1号)
	コ 災害時の基礎的事業継続力認定資料(様式第17号)
	サ ICT施工技術の活用計画書(様式第18号)
	シ 週休2日制工事の施工実績 (様式第19号)
	ス 防疫協定に基づく防疫業務実績評価資料 (様式第20号)
	セ 技術資料の一括提出申請書(別記様式第 0 号)
(2) 提出方法	6(1)に同じ。 (5の書類と併せて提出すること。)
(3) 提出期間	6 (2)に同じ。
(4) 提出した技術資料の	提出された技術資料の変更は認めない。
変更の可否	
(5)技術資料の評価方法等	ア 評価点の算定基準は、添付の「評価項目及び評価基準」による。
	イ 評価については、提出された自己採点表と入札結果をもとに、入札参加
	者全員の仮の評価値を算出し、1位となった入札参加者(落札候補者)の
	み、自己採点表と技術資料を審査することにより、落札者を決定する。
	 ウ 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できない場合は、そ
	 の評価項目の評価点は0点とする。
	エ 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であって
	も、自己評点が本来得られる点より高い場合は、その評価項目の評価点は
	本来の評価点とする。
	オー自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であって
	も、自己評点が本来得られる点より低い場合は、その評価項目の評価点は
	自己評点どおりとする。
	カーその他の評価方法及び落札者の決定基準については、入札公告(共通編)
	による。
(6) 競争参加資格に関す	技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。
る事項	

7 入札手続等

(1) 入札方法	原則、電子入札システムにより入札すること。	
	(電子入札システムURL: <u>http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html</u>)	
(2) 入札期間	ア 受付開始:令和8年1月7日(水)9時00分	

	イ 締切 : 令和8年1月9日(金) 17時00分(必着)
	※休日は入札を受け付けない。
(3) 入札金額	ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
	の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある
	ときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、
	入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見
	積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記
	載すること。
	イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることが
	できない。また、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由とし
	て入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
(4) 入札時の添付書類	ア 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(入札書の提出と
	併せて、電子入札システム(※)により提出すること)。
	※: Excel形式を使用するものとし、「提出用ファイル作成ツール」を使用し、
	テキストファイル(. csv)に変換して提出する。
	イ 入札価格に関する誓約書(別添様式2)(郵送(書留に限る。)等によ
	り提出)
(5) 競争入札執行 (開札)	令和8年1月13日(火)9時00分から
の日時 (予定)	
(6) 入札参加者の立会	電子入札のため、入札参加者の立会いは要しない。ただし、入札参加者が立
	会いを希望する場合は、立ち会うことができる。
(7) 入札参加者が1者のみ	入札の執行を取り止める。
の場合	有効な入札として取り扱う。
(8) 共通事項(落札者の決	入札公告(共通編)による。
定方法等)	

8 開札後に調査基準価格を下回る額で入札した参加者が提出する資料

(1) 提出書類	ア 開札の結果、調査基準価格を下回る額で入札し、低入札価格調査制度
	実施運営要領(以下「低入札要領」という。) 第6条第4項に規定する
	判断基準のうち数値的判断基準に該当しない者に対し、低入札要領第6
	条第2項に規定する「低入札調査表」、又は「低入札価格調査辞退届出」
	の提出を求めるので、所定の期日までに担当部局まで提出すること。
	イ アの提出方法については、原則郵送(書留に限る。)により送付する
	こと。
	ウ 担当部局の了解を得た場合に限り、ウによらず、持参又は電子メール
	による調査表の提出も可とする。
(2) 留意事項	(1)アにおいて低入札調査表を提出した場合には、事情聴取を行うので、
	別途担当部局から連絡する。

(1)アにおいて低入札価格調査辞退届出を提出した場合には、当該入札を
無効とする。

9 その他、入札契約に関する諸条件

9 ての他、人札契約に関す。	T		
(1) 入札保証金	免除する。		
(2) 契約保証金	納付を要する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保		
	証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保		
	証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約		
	保証金の納付を免除する。		
(3) 前払金、中間前払金、	詳細については、入札公告(共通編)による。		
部分払い			
(4) 契約書	建設工事請負契約書(茨城県建設工事執行規則(昭和43年茨城県規則第		
	69号)様式第2号)により、契約書を作成するものとする。		
(5) 議会の議決	不要		
	要 この公告に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67条)		
	第96条第1項に規定する議会の議決を要する。		
	- なお、この場合においては、落札者となった者は本県と仮契約		
	を締結することとし、仮契約の相手方が仮契約締結後県議会の議		
	決までの間に競争参加資格の要件を満たさなくなったとき又は県		
	が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停		
	・・措置要件に該当すると認めたとき若しくは指名停止措置を行っ		
	たときは、県は仮契約を解除することができる。この場合、県は		
	契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わない。		
(6) 契約の効力	(5)において、議会の議決が「不要」とされている場合、契約日から本契約		
	とする。		
	(5)において、議会の議決が「要」とされている場合、本工事に係る工事請		
	<u> </u>		
	議決を得た目から本契約とする。		
(7) 建設リサイクル関連	ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、		
	分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた		
	工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考		
	にしたうえで入札すること。		
	 イ 契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等		
	をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記		
	載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議するこ		
	٤.		
(8)火災保険付保険の要否	要する		
	不要とする		
	I		

(9) 関連工事の随意契約	本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と		
予定	の随意契約により締結する予定		
		有り	無し
(10) 調査基準価格の算定	無し		
に係る留意事項	有り		
	(1)		
	(2)		
	【例えば、設備	工事などなど特殊な積算体系の工具	事において、「(1)直接工事費に機器費
	を加えた金額	を直接工事費相当額として算定する	る。」等と記載することを想定。】
(11) 共通事項	入札公告(共	通編)による。	

10 その他

(1) 入札公告(共通編) については、以下のアドレスに公告する。

 ${\tt URL: https://kennsetugyou-ibaraki.jp/nyuusatsukoukoku_kyoutsuu/}$

※:公告日に応じ、適用となる入札公告(共通編)が変わることに注意。

(2) 本公告文において、取り消し線 [例: $\frac{\lambda + \lambda + b}{\lambda + b}$]が付された部分については、入札公告としての効力を有しないものとする。

本件責任者: 氏名 連絡先 担 当 者: 氏名 連絡先

(様式第1号) (その2) 経常建設共同企業体用又は特定建設工事共同企業体用

競争参加資格確認申請書

年 月 日

殿

名称 (経常又は特定)建設(工事)共同企業体

住 所

代表構成員 商号又は名称

代表者氏名

住 所

構成員 商号又は名称

代表者氏名

年 月 日付けで公告のありました

工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 競争参加資格確認資料 (様式第2号)
- 2 競争参加資格の裏付資料(入札公告において、競争参加資格確認申請に併せ提出を求めているもののみ)
- (注) この様式は、承認をうけ、紙媒体により申請書を提出する場合にのみ使用すること。

競争参加資格確認資料

入札希望工事名:工事場所:

商号又は名称

(1) 対象	工事に係る総合点数	<u> </u>	· · · · 点
(2)対象			
(3)	工事名		<u> </u>
(0)	工事場所		
	発注者名		
	契約金額		
同種又は	工期		
類似工事	受注形態 単体・経常 J V (出資比率)・特定 J	V (出資比率)	
施工実績	構造形式		
	規模・寸法		
	使用機材・数量		
	その他		
	特記事項		
(4)	工事名	契約金額	
県工事の	工事場所	工期 年 月~	年 月
施工実績			
(5)	現住所	氏名	年齢
	所属会社・勤務課所		
技術者の	資格(名称・取得年・登録番号)		
資格・経	営業所技術者等であるか		(該当) 有・無
験等	経営業務の管理責任者等であるか		(該当) 有・無
	工工事名	発注者名	
	事工事場所	契約金額	
	年月~年月	当時の役職	
	工事内容		
	の 概		
	要		
(6) 建語			
. ,	(条伝に産り、主たる音楽所(本店)又は音楽所(文)) の所在地		
(7) 更生	手続き開始の申立てがなされている者又は再生手続き	・ き開始の申立てがなさ	5れ (該当)
てい	る者か(茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定	をした者を除く)	有・無
, , ,	工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若し		〔関 (該当)
連がある者か有・無			有・無
(9) 対象	と工事に係る許可の種類		特・般
(10)			

この書類の記載責任者・連絡先

 商
 号
 :

 氏名(ふりがな):
 :

 所
 属
 :

 電
 話
 番
 号
 :

 FAX番
 号
 :

 E-mail
 1
 :

作成要領 (特定 J V 用)

- 1 1/2面(1) \sim (6) には、公告において明示された競争参加資格があることを示す必要最小限の事項について記載すること。 (競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは空欄で可)
- 2 次の書類(競争参加資格の裏付資料)について、(1)及び(2)については本確認書と併せて、(3)については入札時に提出すること。ただし、競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。
 - (注:配置予定技術者の資格者証、監理技術者証等については、建設工事入札参加資格審査申請書(特定 建設工事共同企業体用)と併せて提出すること。)
 - (1) 施工実績の確認に要する書類

コリンズ (工事実績情報システム) に登録された当該工事の登録内容確認書 (以下「登録内容確認書」という。) 又は契約書 (又はこれに準ずるもの) の写し

- * 登録内容確認書で工事概要等の判断が困難な場合には、工事概要書及び施工図面等の写しを添付すること。
- * 登録内容確認書は、竣工時のものに限る。((2)において同じ。)
- (2) 配置予定技術者の施工経験の確認に要する書類
 - · 登録内容確認書
- (3) 契約締結(予定)日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面(全ての構成員に係るもの)。
- 3 1/2面の(3)同種又は類似工事施工実績、(4)県工事の施工実績には、公告において明示した期間内に竣工したものを記載すること。
- 4 1/2面(7)以下の右欄には該当するものに○印を付すること。
- 5 この確認資料は、すべての構成員について作成すること。
- 6 紙入札方式を承認された者を除き、この様式(1/2面)は電子ファイル(※)として提出すること。添付書類は紙媒体により郵送(書留郵便に限る。)で提出することとするが、画像ファイル等に変換して提出できる場合(ファイル容量が2メガバイト以内)は、電子入札システムにより提出して差し支えない。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、紙媒体(書留郵便)ではなく、電子メール(画像ファイル)による提出についても可とする。

なお、郵送(書留郵便)又は電子メールにより提出しようとする場合、次の内容を記載した目録(電子ファイル)をこの様式(1/2面)と併せて電子入札システムにより(%)提出すること(様式は任意とする。)。

- (1) 郵送等により送付する旨の表示
- (2) 郵送等により送付する書類の目録
- (3) 郵送等により送付する書類のページ数
- (4) 発送(送付)年月日
- ※: Word 形式でファイルを作成後、テキストファイルで提出すること。

(別添様式)

電子契約用メールアドレス確認書

希望する。

電子契約を

希望しない。

(※希望する方に、〇を付けてください。なお、希望する場合は、以下も記入してください。) 茨城県と立会人型電子契約サービスを利用して行う契約において、契約締結に利用するメール アドレスは、次のとおりとする。

担当者名				
e-mail				
<u>契約締結権限者</u>	役職		氏名	
e-mail				
		殿		

令和 年 月 日

住 所 法人名 代表取締役氏名 (個人の場合は、氏名)

【重要】電子契約における留意事項

- (1)発注者の承認を得て紙入札を行う場合において、電子契約を希望する場合は必ず代表取締役等契約 締結権限のある方が自署してください。
- (2)担当者と契約締結権限者のメールアドレスは原則異なるものを記載してください。
- (3) フリーメール (無料でメールアドレス (アカウント) を取得し、ブラウザ上でメールのやり取りができるサービス) で電子契約を利用できません。なお、主なフリーメールは以下のものがあります。

代表的なサービス名	ドメイン名
Yahoo!メール	@yahoo. co. jp
Gmail	@gmail.com
Outlook.com	@outlook.jp, @outlook.com, @hotmail.co.jp, @live.jp
AOL メール	@aol.jp

(4)受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の法人名、住所及び代表取締役氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者の住所及び代表取締役氏名を記載してください。

本件責任者: 氏名 連絡先 担 当 者: 氏名 連絡先

(別添様式2)

誓 約 書

当共同企業体が行う

工事に係る入札については、

当共同企業体の各構成員が合意のうえ決定した入札価格によるものであることを誓約いたします。

なお、この誓約書の内容に相違があるときは、落札決定の取消し、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止等の処分があることを承知しております。

年 月 日

○○○○特定建設工事共同企業体

代表構成員

住 所

商号

代表取締役

構成員

住 所

商号

代表取締役

構成員

住 所

商号

代表取締役